

分 担 研 究 概 要

東京都立北療育園
甘 楽 重 信

はじめに

『長期在宅障害児の家庭療育に関する研究』という主題に対し、私の研究班は、主としてCP児を対象とした研究4つと、いわゆる重症心身障害児（以下「重障児」と略す）を対象とする調査2つについて研究してきた。更に前者については各県に必ず一つはある肢体不自由児施設に通園してくる患児の調査と、いわゆる肢体不自由児通園施設に来園してくる患児二つについて、主として運動機能に問題のある長期在宅障害児の家庭療育のあり方を色々な面から求めてきた。

以下各研究班の本年度の研究成果を概説し、3年間の研究結果から主題に対する行政的施策についてふれ、3年間のまとめとしたい。

本年度の研究成果について

肢体不自由児施設に来園してくる患児についての一つの研究は、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの高橋等の研究である。

高橋等は、障害児の家庭療育の中での母親のすぐれた態度が障害児の身体機能にも良い影響を及ぼすという観点から、母親がどのように子供に接してるか、又母親の考え方はどうなのかの二点にまとをしぼって肢体不自由児施設に併設する母子入園経験児、いわゆる肢体不自由児通園施設通所児と外来通院訓練のみの子供達の母親の態度から在宅児の家庭療育のよりよい方法を求めて過去2年間研究してきた。過去2年間は札幌の状況について調査してきたが、本年は札幌、函館、釧路、日釧地区といった北海道の主たる四地区に地域を拡大し、母親151名に面接し調査した。

その結果、母子入園における在宅障害児療育の意義は大きく、在宅障害児の療育効果を

あげる一因としての母親の意義として、肢体不自由児施設をセンターとし、ここで8週間の母子入園を経験させてこそ、地域における通園施設のあり方の存在意義が高まる事をのべている。即ち長期在宅障害児の家庭療育の効果をあげるために、センターとしての肢体不自由児施設の母子入園と地域医療の中心となる通園施設との有機的関連をもたせる事が行政的一施策として考えられるといえよう。

家森等は『Vojta氏法による在宅訓練を効果的に行うシステム』と題し、肢体不自由児施設聖ヨゼフ整肢園での調査を過去2年実施してきた。その結果、在宅障害児の療育を行ってゆく場合、ここでも障害児の主たる養育者にならざるをえない母親の問題がクローズアップされた。即ち、母親の心理的負担は、時間的、体力的、経済的負担に比べて重いことが知れた。この過去2年の実績をふまえ、母親の負担を軽減するためにはどうしたらよいかと考え、本年の研究では、肢体不自由児施設における母子入園、母子通園施設、一般保育園、幼稚園等がいかに利用されたか、又それを母親達がどう評価したかについてアンケート調査した。

その結果は前述した高橋等の報告同様、肢体不自由児施設における母子入園の意義の高いことが知れた。このことから高橋等の研究同様、運動機能に問題のある障害児の場合、長期在宅障害児の家庭療育に関する効果をあげるためには、一県に一つは必ず存在する肢体不自由児施設がセンターとなり、これら障害児の全ての医療を行うと共に、母子入園を一度は経験させ、在宅療育のあり方を母親に十分に指導するならば、地域における母子通園施設等一般施設に戻しても、在宅療育効果があげられると思慮している。母子入園にさ

いし生じるデメリットとして、経済的負担と他の兄弟や家庭の問題があげられるが、社会福祉対策としての経済的援助や、ホームヘルパー制の導入等を考慮するならば、このデメリットも一時的なものとして解消しようである事にもふれている。

運動機能に問題のある長期在宅障害児の家庭療育に関して重要な厚生行政の施策をすすめる上で重要な鍵の一つに、各地に出来つつある母子通園施設の存在も今後考慮されてよいと考える。

その研究の1つが、山形等の『通園を中心としたCP児、重度、重症重複障害児の療育に関する研究』である。山形等は、療育の真の目的を子供を人間として育てること、あるいは子供が育つことと解し、CP児に生じる運動機能障害以外の障害の除去について過去2年間研究し、CP児の全身的管理を考慮した適切な指導こそ、通園施設の存在意義がある事を述べた。

本年は上記の結果をふまえ、重度、重症障害児でも、僅かながら進歩を着実に示してきた障害児に対し、乳児通園と幼児通園の状況を調査し、地域通園施設としての乳児通園と幼児通園の今後のあり方についてのべている。

肢体不自由児通園施設のあり方としてのもう一つの研究が甘楽等の研究である。甘楽等は、過去2年間に都立北療育園本園附属通園施設16年間の変遷と、都立の四通園施設の最近の状況について報告した。即ち都立の四通園施設の最近の状況は、半数はいわゆる重症心身障害児であり、残り半数は、重度精神発達遅滞のために運動機能に問題のある子供達といっても過言ではないこと、又歴年齢三歳以下の二歳（時に一歳）児をも扱わねばならなくなってきていることにふれた。

最近では障害児の超早期発見と超早期療育の効果がいわれてきている。この成果をあげるために、仮称“乳児通園”が、今後の通園施設の厚生行政の一施策として思考される。

都立北療育園では、昭和52年10月より58年1月まで5年4か月の経験を有している。そこで本年度の研究ではこの仮称“乳児通園”の上述した期間の結果を報告した。この間措置した児童数は175名で、152名を卒園させた。152名中、112名（約73%）という多くが定期検診のみですむ結果を示し、障害児の超早期発見、超早期療育という厚生行政の一施策の推進のためには、仮称“乳児通園”といった考えが、通園施設の一つのあり方として考えられることを強調した。

重症心身障害児（重障児）の家庭療育についての研究の一つが、岡田等の研究である。この研究結果の中で重視してよい所見に90%に近い親が重障児を家庭で受けとめてゆきたいと願っている事実である。このことは、今後の重障児の家庭療育のあり方を指導する上で、重障児でも重症CP児同様に在宅療育指導の出来る通所療育施設の考慮と訪問療育の二つが思慮されるといえよう。

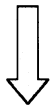
上述したように重障児の在宅療育のあり方としての一つである訪問看護及び巡回相談の役割について研究したのが中村等の研究である。

中村等は過去2年の研究で、日大板橋病院訪問看護による訪問看護と東京都により行われている在宅重障児の巡回相談事業の経験から、この訪問看護からみた在宅療育を継続させる要因について分析し、巡回相談事業をその検診表からまとめ集計した成績をしめた。そこで本年度の研究では、この成果をふまえ、全国・公・法人立施設入所者に施行している個人チェックリストの成績と巡回相談を施行した東京都在宅重障児133名のそれとを対比し、更に年齢因子がどのような影響を与えるかをみるため、年齢により区分し分析した結果を報告している。いくつかの成果が得られているが、中でも注目されることは、(1)子供が12歳を過ぎると介護者の健康状態で腰痛、関節痛等を訴えるものが多く認められるよう

になること、(2)父母の有無では、患児が18歳以上になると父がなくなる例が急増すること、(3)父母の職業の有無も、患児が18歳を越えた段階でこれまた父の職業の無い者が現われてくるということである。しかしながらいずれにしても、訪問看護、巡回検診という二つの試みは、共に在宅重障児の在宅療育の継続を可能ならしめる一つの大きな要因になりうるものといえる。

結語（3年間のまとめ）

以上、運動機能に問題のある障害児に対し『長期在宅障害児の家庭療育に関する研究』という課題に対し3年間研究してきたが、3年間の研究成果から全体的にいえることは、各県にある肢体不自由児施設が、運動機能に問題のある障害児のセンター的役割をなすことにより、各区域に出来つつある通園施設と連絡をとりあう中でかなりの成果を上げられると思われる。又重障児の場合でも、在宅療育指導の出来る通所療育施設の考慮と訪問療育指導の二つでかなりの効果をあげることがうかがい知れた。更に重症な重複CP児でも、重障児でも、内科的合併症を治療しうる施設の重要性と、将来めんどろをみてくれる両親や兄弟がいなくなった場合、施設内自立を目的とした施設の存在は無視しえぬものがあるかと推察される。今後、肢体不自由児施設や重障児施設はこの点に沿って運営されるならば、多くの障害児は、適切な重度手当てという民生福祉的施策を施す中で家族と一緒に人間の生活、即ち“家庭内自立”という最少の人間の福祉は与えられるものと思われ。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



結語(3年間のまとめ)

以上,運動機能に問題のある障害児に対し『長期在宅障害児の家庭療育に関する研究』という課題に対し3年間研究してきたが,3年間の研究成果から全体的にいえることは,各県にある肢体不自由児施設が,運動機能に問題のある障害児のセンター的役割をなすことにより,各区域に出来つつある通園施設と連絡をとりあう中でかなりの成果を上げられると思われる。又重障児の場合でも,在宅療育指導の出来る通所療育施設の考慮と訪問療育指導の二つでかなりの効果をあげることがうかがい知れた。更に重症な重複 CP 児でも,重障児でも,内科的合併症を治療する施設の重要性と,将来めんどろをみしてくれる両親や兄弟がいなくなった場合,施設内自立を目的とした施設の存在は無視しえぬものがあるかと推察される。今後,肢体不自由児施設や重障児施設はこの点に沿って運営されるならば,多くの障害児は,適切な重度手当てという民生福祉的施策を施す中で家族と一緒に人間的な生活,即ち“家庭内自立”という最少の人間的福祉は与えられるものと思われる。